

## 豊中市児童扶養手当支払事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）の支払い方法及び支払い日に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支払い方法)

第2条 手当の支払い方法は、口座振込により行うものとする。

2 前項に定める口座振込は、法第6条により手当の支給を受けようとする者が提出した児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第1条に定める児童扶養手当認定請求書に基づき行う。

3 受給資格者（手当受給者及び支払停止者をいう。）は、前項の金融機関を変更しようとするときは、速やかに金融機関変更届を市長に提出しなければならない。

(支払い手続き日)

第3条 市が手当の支払い手続きを行う日（以下「支払い手続き日」という。）は、法第7条第3項に定める各支払い期日の11日とする。ただし、認定資格等の事情により各支払い期日において支払うことができないものについては、支払うことが可能になった日とする。

2 前項の支払手続き日が、銀行法（昭和56年法律第59号）で定める休日（以下「休日」という。）にあたる場合は、その日の直前の休日でない日とする。

附 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。